

平成 29 年 1 月 16 日

村上市議会議長 三田 敏秋 様

村上市議会経済建設常任委員会
委員長 川 崎 健 二

行政視察報告書

下記のとおり、経済建設常任委員会の閉会中継続調査（行政視察）を行ったので、その結果を報告します。

記

- 1 期 日 平成 28 年 10 月 11 日（火）～13 日（木）
- 2 調 査 地 北海道旭川市、北海道東川町、北海道小樽市
- 3 参加委員 川崎 健二 委員長 小田 信人 副委員長 川村 敏晴 委員
本間 善和 委員 平山 耕 委員 本間 清人 委員
姫路 敏 委員 大滝 久志 委員 （計 8 名）
- 4 調査項目 (1) 北彩都あさひかわ整備事業について（北海道旭川市）
(2) 旭川市地酒の普及の促進に関する条例に係る各種取組について（旭川地酒普及促進支援事業等）（北海道旭川市）
(3) 「写真の町」の取組や外国人等の滞在型旅行受入れによる観光振興の取組について（北海道東川町）
(4) 観光振興の取組について（北海道小樽市）
- 5 調査目的 (1) 同事業の取組を探り、村上市で進められている村上駅周辺まちづくりプランの事業検証等に寄与することを目的とする。
(2) 村上市議会では乾杯条例検討プロジェクト会議を設置し、条例制定に向けて動き始めたが、平成 24 年に議員発議により制定して各種事業を開始した旭川市の取組を調査し、村上市議会における乾杯条例（仮）の制定の一助とすることを目的とする。
(3) 「写真の町」として全国的にも注目され、写真文化や地域資源を活

用することで国内のみならず国際交流も積極的に行う東川町の取組を調査することにより、地域資源の活用や交流人口の促進など村上市の観光振興の検証に寄与することを目的とする。

- (4) 平成 20 年 10 月に観光都市宣言を行い、「市民一人一人が観光まちづくりの主役」としてうたっている小樽市の観光振興の取組を調査することにより、村上市の観光振興の検証に寄与することを目的とする。

6 調査概要

- (1) 北彩都あさひかわ整備事業について（北海道旭川市）

[対応者] 旭川市地域振興部地域振興課 石川主査

[経過] 対応者から、「北彩都あさひかわ整備事業」について説明を受けた。

J R との取組みで鉄道高架や区画整理などの手法を用い、土地の有効活用や交通の円滑化を図る事業であると説明を受ける。

事業担当者から説明を受けた後、各委員から質疑を行い、事務調査を終えた。

- (2) 旭川市地酒の普及の促進に関する条例に係る各種取組について（旭川地酒普及促進支援事業等）（北海道旭川市）

[対応者] 旭川市経済観光部産業振興課 後藤課長補佐、横田氏

[経過] 地酒の普及促進に関する条例につきましては石狩川水系の伏流水と上川盆地の扇状地が育む良質な米を利用した地酒の普及促進を図る条例の制定との説明を受ける。

事業担当者から説明を受けた後、各委員から質疑を行い、事務調査を終えた。

- (3) 「写真の町」の取組や外国人等の滞在型旅行受け入れによる観光振興の取組について（北海道東川町）

[対応者] 松岡町長、写真の町課 窪田課長、交流促進課 菊池課長、高橋議長、大澤副議長、畑山書記

[内容] 対応者から、鉄道がない国道がない上水道がない町の町おこしについて説明を受ける。「写真の町」について経緯から現在までの取組について、外国人等の滞在型旅行受け入れや日本語学校について説明を受け、各委員から質疑を行い事務調査を終えた。

- (4) 観光振興の取組について（北海道小樽市）

[対応者] 小樽おもてなしボランティアの会 野沢氏

[内容] 戦前まで北海道の玄関口として栄えた歴史ある小樽の観光事業について観

光ボランティアの説明を受け、各委員の質疑を受け事務調査を終えた。

7 各委員の所感

(1) 北彩都あさひかわ整備事業について（北海道旭川市）

川村 敏晴 委員： 平成元年頃には、大型店が郊外幹線道路沿いに立地され、市の中心部たる駅前周辺の都市機能が年々低下していく中、新しい都心立地性向の高い機能導入による都心部の機能強化を図ることが期待されていた。また、旭川駅の南側には忠別川があり、駅周辺には南北両面を連絡する道路がなく、駅南部の発展を妨げており、その解消も必須課題となっていた。さらに、市内には忠別川を含む四大河川により市内が分断され、市内の交通混雑は著しい状況にあった。たまたまその頃、市内に 19 の国の出先機関があり、それぞれ狭隘化、老朽化が著しく、8 つの施設が国により 10 か年計画により、合同庁舎として移転統合の予定があった。

そのような背景から、総事業面積 86.2ha を、事業期間が平成 8 年から 26 年までの 18 年間、事業費 210 億円の土地区画整備事業がスタートした。その後、北海道による鉄道高架事業として、平成 10 年から 23 年の間、事業費 596 億円で駅舎の線路対面側への新築移転事業と乗り入れ線等の高架事業がスタートし、その後も駅周辺の忠別川を横断する橋梁整備事業が北海道主体で進められ、すでに完成している。



この開発で旭川市では「北彩都あさひかわ」整備事業と銘打って、生活文化産業の創造街区・行政拠点施設整備街区の形成など、旭川発展のための新しい都市機能を導入し、敷地内緑化や街区内を自由に散策できるまちづくりを進めている。そして、その総合的なまちづくりへの取組が評価され、国や道や関係団体から多くの賞を受賞している。

駅を挟んで正面と裏側の発展の格差を見事に解消できたものと評価できるが、事業規模や国、県の事業との抱き合わせ効果など考えれば、本市の村上駅周辺開発と比較にはならないが、病院移転に伴う必要インフラ整備と周辺住民の意識変化など、低予算であれ、市民生活の利便性を重視した取組を続けることで、住民自らの自発効果も発生してくるのではないかと思える。

とにもかくにも、行政がしっかりとした方向性と舵取りを担って進めていくことが重要であると痛感した。

本間 善和 委員： 旭川市「北彩都あさひかわ」の整備事業を視察して、この事業

に取り組むまでの課題として、近年のどこの市町村でも言える郊外の大型店舗出店により、街の中心部が衰退する傾向にあったことがうかがえた。このようなことから旭川市では旭川駅周辺の旧国鉄用地を有効に活用し、都心機能の充実と隣接する河川空間を活用した自然と調和した市街地を目指し、大規模な土地区画整理事業に平成 8 年から平成 26 年度までの長期計画で事業の推進を図っている。

本市においても現在、村上総合病院の移転問題とともに駅周辺の病院跡地を有効活用するために、将来に汚点を残さないよう慎重に計画を実施すべきである。

平山 耕 委員： 北海道旭川市は道内第 2 の都市であるが、昭和 60 年代に駅周辺を中心とした市街地の衰退が進み、都市再生の必要性が期待され「北彩都あさひかわ」の整備計画が練られた。その主なコンセプトは、新しい都市機能の導入、川と市街地との融合、大規模な緑地空間の整備、快適な住宅市街地の形成、既成都市部と連続した市街地の形成、緑豊かな駅前広場の整備、水と親しめる大池の整備、川の空間を市街地に引き込むための沿道緑化、街並みをつくる建築物の配置。具体的には駅周辺の土地区画整備事業（86.2ha）、そこへ鉄道高架事業、橋梁整備事業、河川空間整備がなされ、更には市東側 10ha の地区において「旭川シビック地区」として行政機能の集積を高め、その利便性と魅力による関連サービス産業の立地誘導し新しい商業業務と生活文化産業の拠点を創造している。

市でも村上総合病院の改築に合わせて駅周辺整備が計画されているが、旭川市とは規模は違うが参考になる事例はたくさんあった。要はどうまちづくりを進めるかという目標をしっかりと持って整備していくべきである。

本間 清人 委員： 駅を中心とした開発で、商業施設も駅と隣接して行った事業であり、駅の裏側の河川公園や、橋梁といった事業はとても大規模な開発でありました。

新潟市や長岡市なども、駅を中心とした開発を行っていますが、我が村上市には



はどうかとなると、駅の利用者、人口、開発のメリット等を考えると今のところはまったく必要性を感じませんでした。しかし旭川市としては鉄道の玄関口、観光の玄関口として市民にも利用価値のある開発ではないでしょうか。

参考になった点は、駅がコミュニティーの場になっていることでもあります。交通手段として駅を利用しなくても、市民の方々が駅に遊びに行くような感覚で駅利用ができることは、大体駅周辺の商業の活性化にも繋がることだと思いました。

村上駅も、そのような駅として、村上市の観光の玄関口として行政、議会議員、市民の皆さんとともに考える必要があると感じます。

姫路 敏 委員： 旭川市の「北彩都あさひかわ整備事業」は、平成 2 年から始まり、約 25 年間かけておこなわれた事業であり、大規模な整備に伴って、住宅移転や橋の架け替え・新設など、現状を根底から覆す整備事業のように見えました。

これらは、北海道ならではの事業であります。そしてスクラップ&ビルドによる大規模開発は村上市とは違う整備事業に思えました。村上市は保存型、まちづくり整備で進めておりますので、まったく参考になりませんでした。

大滝 久志 委員： 旭川駅は忠別川を背に建てられたため、駅前である北や北東に向かって中心部の都市機能や商業施設ができあがっていった。駅の南東側は旧国鉄旭川車両センターと忠別川があり、住宅地域と中心部への交通混雑は著しいものがあつた。



そこで「北彩都あさひかわ」整備計画を作り、その計画を進め、特に橋梁整備と鉄道高架事業は総合的な開発を行うに欠かすことができないことから土地区画整備事業と一体となり、道路交通ネットワークを作り上げていった。また、旭川駅舎は大きな屋根と窓ガラス、内装に木材を使用しており、新幹線の駅舎よりも立派なものだった。

村上市の駅前開発計画もメインとなるものは何か。完成図を想像して計画の中で何を先にすべきか。病院跡地と民間企業の土地も含めて総合的に考えねばならないと思う。

小田 信人 副委員長： 旭川市における「北彩都あさひかわ整備事業」につきましては、平成 8 年に都市計画が決定されまして、約 20 年あまりの歳月が費やされた事業であります。内容としては、土地区画整備事業鉄道高架事業、橋梁整備事業、河川空間整備事業などの大型プロジェクトであります。

いずれも北海道が事業主体であり、鉄道高架事業においては約 600 億円の事業費で北海道と旭川市の負担率は約半分ずつであり、北海道（JR）の負担率はわずか 7% あまりと伺いました。約 30 億円の負担しかなかったそうです。

私どもの羽越本線高架事業を要望するにあたり事業費の負担率が気になるところであります。村上駅西開発にあたりまして、先を見据えた計画が必要であると思いました。

川崎 健二 委員長： 総事業面積 86.2ha を平成 8 年から平成 26 年までの 18 年間、事業費 210 億円の土地区画整理事業である。また、北海道が主体の鉄道高架事業

が平成 10 年からスタートし、事業費 596 億円で完成に至っている。

村上市に置き換えると、村上総合病院の移築に関しては、まちづくりに十分配慮していくべきと思います。

(2) 旭川市地酒の普及の促進に関する条例に係る各種取組について（旭川地酒普及促進支援事業等）（北海道旭川市）

川村 敏晴 委員： 旭川市内に 3 つの酒蔵と 1 つの地ビール工場がありながら、地元の市民が地元の酒を飲んでいないという状態が長く続いていたという。それは酒造元が市内でなくとも売れていることで、特に市内に対して販売強化意識を持っていなかったこと、市民も多種多様のアルコール飲料が市内の販売店で調達できている環境がそうさせていたという。

しかし地域の特産を検証した際、地酒・地ビールもあり、それらを地元食材と食することで、更に地元の特産品としてのアピールにつながるとして、市議会議員から「旭川市地酒の普及の促進に関する条例」を設置する発議がなされ、条例化に至ったという。

しかしながら、「本来は趣味嗜好の飲み物を、条例で強制化するのはいかなるものか」との反対意見も当然出たようであるが、基本は、地酒・地ビールの普及を推進することで、それらに関連する原料や食材、器や飲食店の活性など様々な効果が期待できることが、議会の議決を得ることとなった。

この条例施行後、旭川市が「旭川地酒普及促進支援事業」として、平成 26 年度に事業費 79 万 5 千円で旭川産業創造プラザイベント等の事業を委託し、地酒 de 梯子酒、北の恵み 食ベマルシェでの PR、旭川陶芸フェスティバルでの PR、



地酒フェアにおける新しい酒器の PR、酒造・酒販業界との連携、

旭川地酒で乾杯マップの作成配布などの事業を展開。さらに平成 27 年度も継続したほか、新たに、地酒カクテルの開発、地酒普及ステッカーの制作、黒大豆地ビールの開発支援などの新事業展開し、平成 28 年度は若干事業予算を縮小したが、事業内容を検討するワーキング

グループの設置、あさひかわ蔵めぐりツアーの実施などを展開している。

結果として、市内における地酒・地ビールの販売が伸びてきたとのことで、飲食店においても地酒を進んで提供する雰囲気定着しつつあるということだが、条例名は、「旭川市地酒の普及の促進に関する条例」となっており、第 3 条で「市は、地酒による乾杯の奨励その他の地酒の普及の促進に必要な措置を講ずるよう

努めるものとする」と規定しているが、「飲み始めには、地酒で乾杯」という認識が今一つ、広がっていないとの認識である。

本市としても、乾杯条例を議会として協議し始めたが、議会だけが独り歩きせず、酒蔵はもちろん、市内各種産業団体やお酒を愛される方々などの大勢の市民のご理解とご支援を頂戴できるよう、条例化に向けた意見交換が不可欠であると確信した。

本間 善和 委員： 旭川市地酒の普及の促進に関する条例を視察した。地元の酒蔵 3 社、ビール会社 1 社とタイアップし、石狩川水系の豊かな伏流水と良質な酒米を使い、地産地消の精神で地酒による経済の活性化に努力している。促進条例の普及には、行政、商工会、農協、酒販売協同組合、飲食店、観光協会等多くの方々が関わり、また、イベントを企画し多くの市民の参加で生産された酒は、飲食店街の発展を促すとともに、海外にも輸出され日本文化の貢献に寄与している。

我が村上市においても、議員発議による乾杯条例の制定に向けて現在検討中であるが、多くの市民の皆さんのご理解を得て条例の制定に結びつけ、地域経済の活性化を図るべきと思っている。

平山 耕 委員： 旭川市には 2 社の日本酒醸造所と地ビールの醸造所がある。元々旭川市は、石狩平野の豊かな伏流水と上川盆地の扇状地が育む良質な酒米が生産され、酒造りに好適地である。かつては、「北海の灘」と呼ばれていた。そうした歴史的な背景もあって、条例の前文では「市及び事業者がそれぞれの役割を担うとともに市民の協力をもって、地酒による乾杯の習慣を広めること等により地酒の普及を促進し、もって本市経済の活性化を図るため、この条例を制定する」とうたっている。

旭川地酒普及及び促進支援事業については、平成 26 年度（事業費 795 千円）は旭川産業創造プラザへ委託し、地酒イベントによる P R として、「地酒 de 椅子酒」を開催し 8 店舗が参加、北の恵み食べマルシェでの P R、旭川陶芸フェスティバルでの P R、地酒フェアにおける新しい酒器の P R を実施。また、酒造酒販業界との連動として、「暮らしの中のアルコール関連問題」講演会の実施、旭川地酒で乾杯マップの作成を実施。また、平成 27 年度（事業費 693 千円）は、地酒イベントの実施による P R 等を実施している。

本市でも地酒で乾杯条例の制定を目指しているが、地酒製造業者、酒米農家、酒販業者、飲食店、旅館業者が協力し合いながら地道に取り組むことが肝要である。

本間 清人 委員： 今、村上市議会でも議員発議で思案している乾杯条例の参考になりました。

姫路 敏 委員： 「旭川市地酒の普及の促進に関する条例」に係る各種取組は、酒屋さんが日本酒の売り込みのために「仕掛けた」ものだと思っております。通

常であれば、酒蔵が先頭に立つて行くべきところであるが「そのような気配はない」ということでありました。このような取組では、地酒に興味がなかった市民が一時的に動きだし売上も一時的には上昇するものの持続性がないと考えられます。やはり、酒蔵が先頭に立ち動き出し、本物の酒味を作り出さない限り継続は無理であります。表面ではなく中身の味が勝負です。

また「乾杯条例」を考えている村上市とは、条例事態が性格の違うものであると思われま。それでも、特別委員会委員には参考になる部分も若干はあったと考えます。

大滝 久志 委員： 旭川地酒普及促進支援事業については、当初より民間企業に委託し、地酒イベントやPRの実施、また、酒造・酒販業界との連動により講演会と旭川地酒で乾盃マップ作成を中心に2年間やってきた。今年度は旭川市が目標を2点に絞って、事業内容を検討するワーキンググループの設置、あさひかわ蔵めぐりツアーの実施を行っている。

私が感じたことは、酒造会社が本気になっていないこと。市民が地酒に興味をもっていないのが問題。村上市においては、市民と行政、議会、観光協会等の意見を聞き、総力の結集が必要と思う。

小田 信人 副委員長： 旭川市地酒の普及の促進に関する条例につきましては、平成25年に制定され、平成26年度から3年間は予算措置を行い、今年度はその最後の年度であるとのこと。道産米を利用した地酒造りを行い、今では65%が道産米で作られるようになったとのこと。その効果として地酒の売上げは伸びているとのことでした。反省すべきは、行政主体の取組のため、広がりには欠けた面があるとのことでした。

酒米作りから飲食店、小売店、蔵元など関連業者の皆様と共に議会としてこれらを参考に条例制定に向けてがんばっていきたいと思います。

川崎 健二 委員長： 説明を受けて感じたことは、村上市で条例を制定する場合、議会だけが独り歩きせず大勢の皆様の意見に耳を傾けて制定すべきと感じた。

(3) 「写真の町」の取組や外国人等の滞在型旅行受入れによる観光振興の取組について
(北海道東川町)

川村 敏晴 委員： 一村一品運動が全国的に盛んだった頃、東川町が2世紀に向けて「住民が参加し後世に残し得る町づくり」を模索した結果、町全体が強い発信力を持つことが重要として、昭和60年6月1日に「写真の町宣言」を行い、その日を「写真の日」と位置付けました。

そして、「世界中の写真に出会い、世界中の人々とふれ合い、世界中の笑顔が溢れるように、私たちのまわりにある大切なものを写し、残し、伝える」とする「写真文化首都宣言」を平成26年3月に宣言しました。

この2つの宣言でわかるように、「写真で町おこし」を本気で取り組んでいる結果が、今年で第 23 回を迎えた「全国高等学校写真選手権」(写真甲子園、全国から 527 校から応募、19 校招へい) また同時開催で2回目となる「高校生国際交流写真フェスティバル」(海外写真甲子園、今年は 12 国から参加) など、町内では、プロの写真家を審査員に招いた写真コンクールがいくつも開催され、全国各地から応募作品や見学者が来町しているとのことです。

また、地元においても、幼児・小学生・中学生などそれぞれの年齢を対象とした写真クラブの活動があり、幼い頃から写真撮影になじめる環境作りもなされています。写真甲子園や海外写真甲子園の開催においても全国各地から参加する若者たちが交流滞在できる施設も整えるなど、



滞在型旅行者の受入れ対策には、地元町内ボランティアの協力も得ながら、滞在者へのおもてなしを大切にしているそうです。

さらに、長期滞在には、海外から日本語を教える、日本初の公立日本語学校が平成 26 年に開校されましたが、平成 21 年から実施している短期日本語・日本文化研修事業も含め、今までに 17 か国、1,600 人を超える人数が受講し、現在 140 人の外国人生徒が勉強しているそうです。生徒は台湾、韓国、タイ、中国が主体ですが、ウズベキスタン、ベトナム、インドネシア、ラトビアなどからも生徒が訪れています。その中には、語学習得後引き続いて町内にある福祉専門学校に入学し、道内等の福祉施設で仕事をするケースもあるようです。

写真撮影という一見、地域振興には小さすぎるのではないかと思いますがいちがちですが、ここまで町を挙げて取り組むことにより、海外からも観光客が訪れるようになるなど、官民一体で取り組む成功例として、大きく評価できるものと、心から感心させられました。もちろん、風光明媚な土地柄もありますが、地道に長年取り組み続けてきたことは、成功の重要な要素だろうと感じます。

本市にも全国に誇れる名所旧跡が数多くありますので、それを遠慮なく、恐れず、世界発信していく勇気と行動力を、行政だけでなく市民の皆様にもお伝えしたいと痛感しました。

本間 善和 委員： 写真文化都市「写真の町」東川町を視察し、この事業の取組からお話を伺った。町の課題として観光客の減少が大きな課題であったが、町の特徴でもある風光明媚な自然を活かした町づくりを目指し「写真の町づくり」に取り組んだ。「写真の町宣言」を行い国内はもちろんのこと海外からも訪れる方々との交流の場を町民が一体となり取り組んでいる。その結果、町に訪れる観光客の

増加はもちろんのこと定住者も現れており、元気な東川町を形成している。32 年間の長きにわたりこの事業に取り組んできたことから写真文化を高め、町民、関係する団体や企業等とよりよい信頼感のある関係を築くことができていた。

我が村上市でも一過性のイベントではなく、この村上市でなければできないような特徴のある事業に信念を持ち、長期にわたり実施することにより定住人口にも結びつく可能性を期待し計画すべきと思った。

平山 耕 委員： 北海道上川郡東川町は道内のほぼ中央に位置する人口がおおよそ 8,000 人の小さな町である。基幹産業は農業で、美しい自然を目当てに年間 100 万人以上の観光客が訪れている。「お米と工芸、観光の町」として発展してきた。1985 年に「写真の町」を宣言し、雄大な自然や美しい景観を後世に残し、美しい風土と豊かな心を育む「写真映りのよい町」の創造を掲げ、町づくりに取り組んでいる。具体的には全国高等学校写真選手権大会や写真少年団、小学生写真ワークショップ等がある。

他にも「ふるさと納税」を寄付ではなく投資と位置付け、町の株主になってもらう「ひがしかわ株主制度」や、特区申請による全国に先駆けての幼稚園と保育園の一元化、町内で生まれた子どもに「君の居場所はどこにある」との思い込めた「君の椅子」の贈呈、思い出が形に残る「新婚姻届」、「新出生届」などがある。

また、世界の各国との国際交流も積極的に行っている。外国人を呼び込む中心



になっているのは日本語教育事業である。廃校舎の有効活用ということで東川小学校の旧校舎を利用して授業を進めている。地域住民は文化やマナーの違いに問題はあるにせよ、交流機会を持つことにより理解を深めているようだ。

本市でも今後外国人の観光客が増加していくと考える。面倒がらずに積極的に交流する気持ちが必要である。

本間 清人 委員： 市を挙げての取組は、素晴らしいものがありました。お話をいただいた行政職員のほか、議長、副議長そして町長が自信を持って、東川町の PR に努めていました。

松岡市長のお話の中で、「3げんの対策」という話に、人間、財源、資源という話が参考になりました。

村上は、祭りや観光にしても関わっている人だけが中心となり活動し参加するようなところがありますが、もっと市民全体が一丸となった取組や事業を進めるべきだと思います。写真甲子園や、全国の高校生の写真クラブなどが一堂に会してこの町の集まる機会を作るなど、とても参考になりました。

姫路 敏 委員： 東川町の「写真の町」は素晴らしいと感じました。写真を柱にすべての「まちづくり」が発信されております。特に 8 年間で 1,600 人を超えるアジア系外国人の日本語学校受け入れは、将来の宝物になります。そして、すべてが写真というキーワードをもとに動いていることが印象的です。人口は平成 22 年国勢調査では 7,859 人で 2,983 世帯、平成 27 年では 8,115 人で 3,149 世帯と人口増加となっております。このようなことから、この写真の町プロジェクトは着実にその成果を伸ばしていると考えられます。



また海外に目を付けて海外事務所を創設し、その成果も上がっていると思います。将来は東川町で日本語を学んだアジア人も日本との交流に積極的に参加されると思います。

大滝 久志 委員： 東川町が「写真の町」を宣言したのが昭和 60 年。しかし「写真の町」を企画、提案し、運営をしてきたイベント会社が平成 17 年に倒産したことによって、町が主体となって運営していくという困難に立ち向かうことになった。そこで町民が意見を出し、自分たちでイベントを計画し実施することによって「写真の町」としての町民意識が高まったことが重点。

そして平成 26 年には「写真文化首都宣言」を宣言。そこから「東川町国際写真フェスティバル」「写真甲子園」が開催され、写真を通じた国内外との交流の輪が大きく広がった。何よりも町民が写真文化と交流を通して自分たちの町の良さを、素晴らしさを実感していることである。

村上市も長く続いてきた文化、歴史、自然を市民がどのように受けとめているか。村上市のよさ、地域のよさをどのように理解しているのか調査してみる必要があると思う。民間企業や行政まかせでなく、自分たちの住む地域に何があり、今後どうするか考え、市民の意見に耳を傾けなければならない。

最後に、東川町の私たちに対する接し方に感銘しました。

小田 信人 副委員長： 東川町は北海道のほぼ中央に位置し、国道、鉄道、上水道のない町が写真文化を地域振興の核として町おこしを行ってきました。

昭和 60 年に「写真の町宣言」を行い、以来 32 年間に渡り、施策に取り組んできたとのことです。平成 6 年からは「全国高等学校写真選手権大会」に取り組み全国から 527 校の参加がありました。また、昨年からは「高校生国際交流写真フェスティバル」を行い、135 名の参加があったとのことです。人口減少が問題になっている今日、微増ながら人口が増えている東川町（3.5%）約 8 千人の人口で交流人口が 100 万人を達成しているとのことです。

合併して9年目を迎える村上市としては、全体の核となるものが必要であると感じてまいりました。

川崎 健二 委員長： 昭和60年に「写真の町宣言」を行い、平成26年に「写真文化都市宣言」を行った。写真で町おこしに取り組むことにより、「写真甲子園」や「国際交流写真フェスティバル」を開催することにより、全国各地の学生交流や国際交流が盛んになってきたとのことである。

鉄道もない、国道もない、上水道もないという町が、長年にわたり一つのことを取り組んできたことにより、様々な施策に影響が出てきたことに感心しました。

(4) 観光振興の取組について（北海道小樽市）

川村 敏晴 委員： 昭和61年以降に、小樽運河論争が勃発し、市民のまちづくりに対する意識が高まり、運河や倉庫群などの再生により歴史的建造物が形成する独特な都市景観などで、小樽は急速に観光都市として発展してきましたが、現在様々な課題を抱え、観光入込客が年々減少傾向にあるということです。

そのような背景から、平成18年に「小樽市観光基本計画 新・いいふりこき宣言」を策定し、平成20年に観光都市宣言を行い、“市民一人一人が観光まちづくりの主役”として、事業者だけでなく一般市民の誰もが観光関係者であることの意識を持ってもらうことを目指している。その表れの一つとして、今回私たちを案内していただいた「小樽おもてなしボランティアの会」などの市民団体の活動と行政が連携しながら、新たな小樽観光を支えていることを体感できた。



幸い村上地区においても、観光ボランティア活動が定着しているし、商店街における屏風まつりや人形さま巡りなど、商店街の店の協力体制と行政の支援がマッチングしていると思うが、これらの活動を旧市内商店街だけでなく、村上市全体の観光資源に対して、ボランティア活動が広がりを見せ、定着していくことが、我が村上市の観光都市としての更なる発展を作り上げる原動力となると確信している。

本間 善和 委員： 小樽市の観光は市民の力で成り立っていると感じる視察であった。今回、市内を案内いただいた方は、市民の観光ボランティア活動の会員であった。港町として栄えた小樽市は、戦後、北海道の主要都市を札幌に移したことから衰退の一途であったが、貴重な建造物を小樽市が認定し、市民と一体で景観とともに建造物の保存に力を注いだ結果、今日のような観光客が訪れる観光都市

となったようである。

我らの村上市においても貴重な建造物の所有者と行政が一体となり、貴重な財産をどのように活用すべきかを検討し、地域の活性化を図るべきと思っている。

平山 耕 委員： 小樽市はまちの将来を巡る運河論争を契機に観光都市として発展し、今や観光はまちの基幹産業にまで発展した。市内全体で観光に関わる売上額が市内総産出額の 31.2%を占めていて観光業の発展は大きな経済効果をもたらした。また、観光関連産業の雇用が約 1 万 8 千人と推計されている。



順調な成長を続けていた小樽の観光だが、実は様々課題を抱えている。観光客数が減少傾向にあるほか宿泊客が少なく滞在時間も短い。いわゆる「通過型観光」が訪れる人の多数を占めていることが挙げられる。

そこで小樽観光都市宣言を宣言した。宣言文の構成は、「まちの魅力」「経過と課題」「目指すべき姿」「決意」の 4 つの項目から成っていて、中でも特徴的なのは、“市民一人一人が観光まちづくりの主演”とうたっている点である。また、この観光都市宣言の素案づくりを進めた小樽観光プロジェクト推進会議がまとめた「わがまち小樽が観光で目指すこと」では、小樽が観光で目指すこととして 9 つの目標が定められており、その 1 番目に「小樽は市民がお客様に率先してあいさつすること目指します。」となっている。これらは市民が自ら取り組むことのできる目標であり、本市においてもこれらのことは十分できることである。

本市でも観光議員連盟が発足したのを契機に観光事業者やそれに関する商店だけでなく、議員自ら積極的に観光業に関与していくべきであるとの認識を持った。
本間 清人 委員： 小樽市は言わずと知れた観光都市であり、観光客数も日本有数の観光地であります。

外国人観光客も多く、運河、ガラス工芸館や寿司屋通りも大勢の観光客でにぎわっていました。村上市でも観光ボランティアの方々が一生懸命ですが、同じように小樽市の方も一生懸命にお話をいただきました。

最近では、大型外国船の寄航に伴い外国人観光客が増加しているようです。

観光都市村上市では、これからの課題として誘客の手段をもっと考える必要があると感じます。まずは、外国人観光客の誘客も一つの手ですが、村上市のここが他の観光地と違うというところの PR に努め、国内の観光客に多く訪れていただけの村上市にしないといけません。

姫路 敏 委員： 明治までは北海道の経済の中心地であった小樽。貿易、特に港

を核とした交流には多くの人材の行き来が想像できます。現在は経済の中心が札幌に移されているものの、明治維新以降の住まいと商業ビルを再利用して、小樽港から来る外国人観光客に紹介しながら観光振興に向けて街並み整備を進めていることが印象にあります。視察当日も豪華客船が入港し 2,000 人の外国人が街並みを見て回っておりました。

大滝 久志 委員： 小樽市の「観光振興の取組」については、日本銀行旧小樽支店前を出発してから小樽運河倉庫群、堺町通り、銀の鐘まで歩き、調査はしました。感じたことは、大阪と神戸、東京と横浜、札幌と小樽なのかな。コメントはありません。

小田 信人 副委員長： 北海道開拓史から戦前までは北海道の中心として栄えてきた小樽市は歴史のある町です。年間 800 万人近い観光客が訪れ、観光ボランティアが充実しています。近年は外国人観光客が多く、国際感覚に富んだ観光地として発展していくものと思います。地元への愛着心を持った観光ボランティアが印象的でした。



川崎 健二 委員長： 小樽運河をはじめとした歴史的建造物が多い小樽市は、観光ボランティアが充実し、地元小樽への愛着溢れる観光ボランティアの説明に感銘を受けた。